



# 『相談支援』にかかる留意事項等

令和7年度 障害福祉サービス等事業者説明会

# 説明項目

---

- 1 令和8年度障害福祉サービス等報酬改定
- 2 障害者総合支援法の改正
- 3 地域生活支援拠点等の整備推進
- 4 (自立支援)協議会の効果的な運営
- 5 相談支援従事者養成研修  
相談支援を“つなく”研修

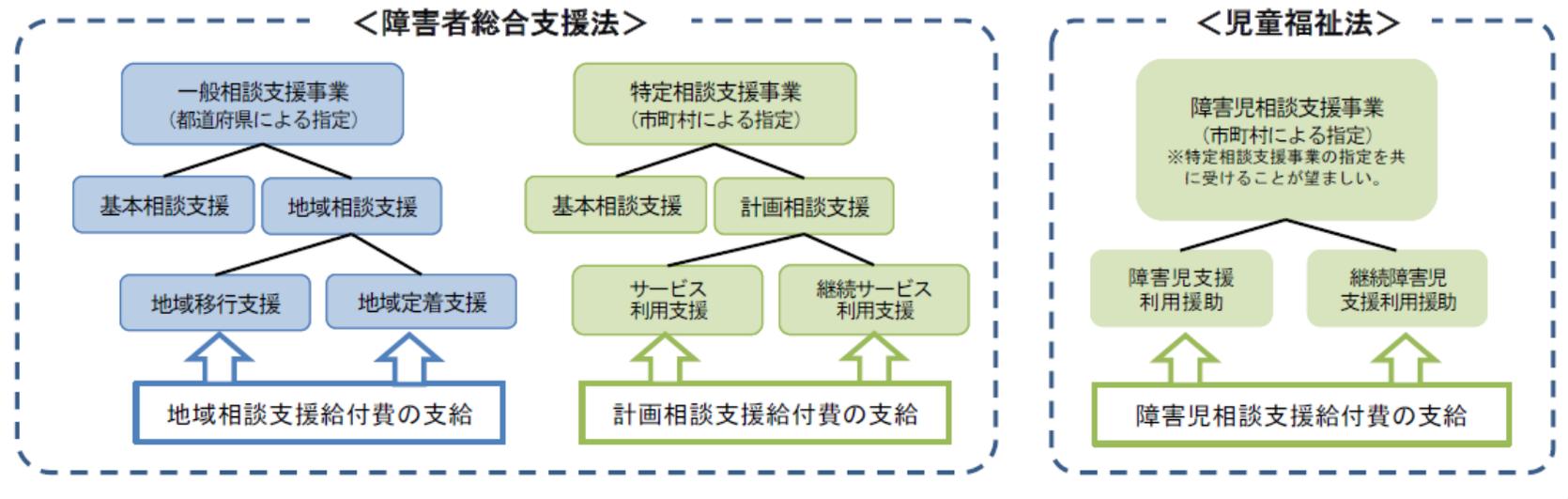
# 説明項目

---

## 1 令和8年度障害福祉サービス等報酬改定

# 障害者総合支援法における相談支援事業の体系

## 個別給付で提供される相談支援



## 地域生活支援事業により実施される相談支援

### 実施主体は市町村

※ 適切な一般相談支援事業者又は特定相談支援事業者へ委託可能

**障害者相談支援事業 (必須事業)**  
 ※主に個別給付による相談支援の対象とならない障害者等に対する相談支援を行う (基本相談支援のみを行う場合等)。

地方交付税措置

**基幹相談支援センター**  
 ※地域の中核的な機関として、総合的・専門的な相談支援を行うと共に、地域の相談支援体制強化の取組等を行う。

地方交付税措置



基幹相談支援センター機能強化事業 (補助金)

# 令和8年度の障害福祉人材の処遇改善等の対応

## 対応の方向性

### (1) 加算の対象の拡大

- 「経済財政運営と改革の基本方針 2025」（令和7年6月13日閣議決定）において、「現場で働く幅広い職種の方々の賃上げに確実につながるよう、的確な対応を行う」とされており、福祉・介護職員のみならず、相談支援専門員等の専門職の人材不足も深刻である状況や、現行の処遇改善加算が福祉・介護職員以外にも配分されている実態等を踏まえ、処遇改善加算について、引き続き福祉・介護職員の処遇改善が重要であることに留意しつつ、**福祉・介護職員以外の障害福祉従事者を新たに対象とする。**

### (2) 生産性向上や協働化に取り組む事業者に対する上乗せの加算

- 現行の処遇改善加算対象サービスについて、引き続き処遇改善が推進されるよう現行の取得要件は維持しつつも、持続的な賃上げに向けた環境整備の必要性等を踏まえ、生産性向上や協働化に向けた取組について、**現行の処遇改善加算Ⅰ及びⅡの加算率に上乗せを行う要件**として設ける（詳細は（4））。

### (3) 新たな加算対象サービス

- （1）のとおり、福祉・介護職員以外の障害福祉従事者を新たに対象とすることを踏まえ、**計画相談支援、障害児相談支援及び地域相談支援を新たに処遇改善加算の対象とする。**
- 新たに対象とするサービスについては、現行でも処遇改善加算の対象となっている他のサービスとの均衡等の観点から、**現行の処遇改善加算Ⅳの取得に準ずる要件**として、キャリアパス要件Ⅰ及びⅡ並びに職場環境等要件を算定の要件（※）とする。

（※）当該要件の整備には一定期間を要することから、令和8年度中の対応の誓約で可とし、実績報告書により確認することとしたうえで、未対応が確認された場合には加算額の一部又は全部を返還させることとする。

（※）生産性向上や協働化に取り組む事業所（（4）の特例要件満たす事業所）は上記要件を要しないこととする。

# 令和8年度の障害福祉人材の処遇改善等の対応

## 対応の方向性

### (施行時期)

- 令和8年度の対応については、令和7年度補正予算における「障害福祉分野における賃上げに対する支援」が令和7年12月分から令和8年5月分までの賃上げ相当分を支援していること、令和6年度報酬改定においても令和6年6月施行であったことを踏まえ、**令和8年6月施行**とする。

### (令和9年度報酬改定に向けた課題)

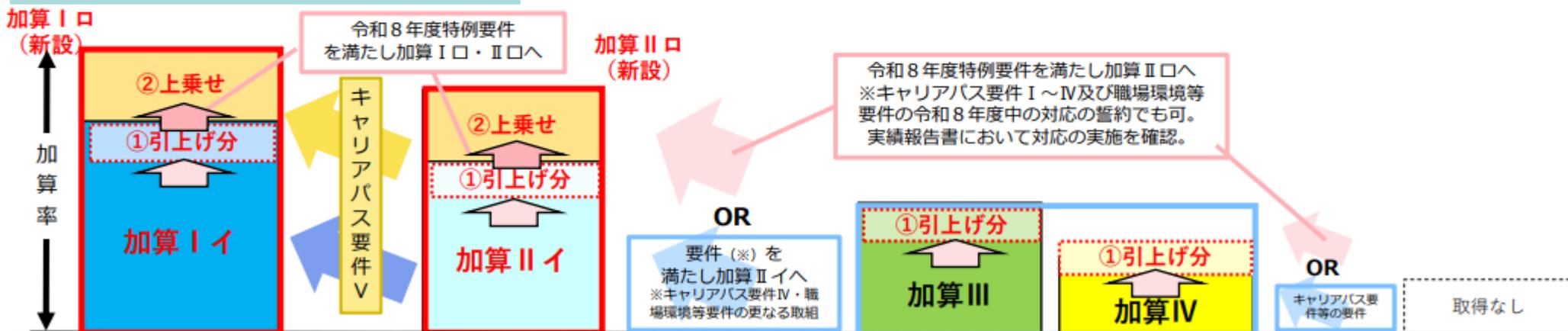
- 令和9年度報酬改定においては、令和8年度報酬改定で講ずる措置の状況等を把握した上で、例えば、累次の取組による処遇改善加算における加算Ⅰ及びⅡの取得の進展を踏まえた対応や継続的な賃上げを踏まえた名目額で定められた要件の見直しなど、持続的な賃上げに向けた環境整備の必要性や事業所・施設の事務負担軽減の必要性等の観点から、障害福祉分野の処遇改善に向けた検討を行う。
- 特に以下の観点に留意して検討を進める。
  - ・ 都道府県等が事業者の取組状況について必要な確認が可能であることは担保した上で、事業者の更なる申請負担の軽減に向けた効果的な方策とすること
  - ・ 従事者の安定した賃金改善につながるよう、ベースアップによる更なる賃上げを支援する仕組みとすること  
(例えば、令和6年度報酬改定において、月額賃金改善要件については、加算Ⅳ相当の加算額の2分の1以上を月給(基本給又は決まって毎月支払われる手当)の改善に充てるとされているが、上位加算区分になるほど、加算額に占める月給に配分すべき額の割合が下がる状況にある(生活介護の例:加算Ⅳでは50%、加算Ⅰでは34%)。ベースアップによる更なる賃上げに加算額がより高い割合で配分されるための要件等の見直しについて、特に現在配分すべき額の割合が低い上位区分を中心に、令和8年度の見直しの影響等も踏まえた上で、どのような方策が考えられるか)
  - ・ 持続可能な賃上げ環境の整備に向けて、継続して職場環境等の改善につながる仕組みとすること

# 1(1) 処遇改善加算の拡充①

## 概要

- 福祉・介護職員のみならず、障害福祉従事者を対象に、幅広く月1.0万円(3.3%)の賃上げを実現する措置を実施するとともに、生産性向上や協働化に取り組む事業者の福祉・介護職員を対象に、月0.3万円(1.0%)の上乗せ措置を実施する。  
※ 合計で、福祉・介護職員について最大月1.9万円(6.3%)の賃上げ(定期昇給0.6万円込み)が実現する措置
- 具体的には以下の措置を講じる(併せて申請事務負担等を考慮した配慮措置を講じる)。【告示改正・令和8年6月施行】
  - ① 今回から、処遇改善加算の対象について、福祉・介護職員のみから障害福祉従事者に拡大する(加算率の引上げ)
  - ② 生産性向上や協働化に取り組む事業者に対する上乗せの加算区分を設ける(加算Ⅰ・Ⅱの加算率の上乗せ)
  - ③ 処遇改善加算の対象外だった計画相談支援、障害児相談支援及び地域相談支援に処遇改善加算を新設する
  - ④ ベースアップなどによる更なる賃上げや生産性向上等の取組を後押しするために必要な措置を講ずる。

### 現行の処遇改善加算の対象サービス



### 新たに処遇改善加算の対象となるサービス (計画相談支援、障害児相談支援、地域相談支援)

加算率

③処遇改善加算を新設

令和8年度特例要件

処遇改善加算Ⅳの取得に準ずる要件  
(キャリアパス要件Ⅰ・Ⅱ及び職場環境等要件)  
※令和8年度中の対応の誓約でも可。実績報告書において対応の実施を確認。

取得なし

注) 令和8年度特例要件

- ア・イのいずれか及びウを満すこと
- ア) 職場環境等要件の生産性向上に関する取組を5以上(⑱⑳必須)
- イ) 社会福祉連携推進法人に所属していること
- ウ) 加算Ⅱロ相当の加算額の1/2以上を月給賃金で配分
- (※) ア・ウの要件は令和8年度中の対応の誓約でも可。実績報告書において対応の実施を確認。

# 1(1) 処遇改善加算の拡充②

## 単位数

サービス区分	福祉・介護職員等処遇改善加算					
	I		II		III	IV
	Iイ	Iロ	IIイ	IIロ		
居宅介護	44.6%	45.6%	43.1%	44.1%	37.6%	30.2%
重度訪問介護	37.2%	38.2%	35.7%	36.7%	30.2%	24.8%
同行援護	44.6%	45.6%	43.1%	44.1%	37.6%	30.2%
行動援護	41.1%	42.1%	39.6%	40.6%	34.1%	27.7%
重度障害者等包括支援	25.2%	26.2%			19.1%	16.7%
生活介護	9.3%	9.7%	9.2%	9.6%	7.9%	6.7%
施設入所支援	18.6%	19.3%			16.5%	14.2%
短期入所	18.6%	19.3%			16.5%	14.2%
療養介護	16.4%	17.1%	16.2%	16.9%	14.3%	12.6%
自立訓練（機能訓練）	16.4%	17.1%	16.0%	16.7%	12.4%	10.6%
自立訓練（生活訓練）	16.4%	17.1%	16.0%	16.7%	12.4%	10.6%
就労選択支援	11.5%	11.9%	11.3%	11.7%	9.8%	8.1%
就労移行支援	11.5%	11.9%	11.3%	11.7%	9.8%	8.1%
就労継続支援A型	10.8%	11.2%	10.6%	11.0%	9.1%	7.5%
就労継続支援B型	10.5%	10.9%	10.3%	10.7%	8.8%	7.4%

サービス区分	福祉・介護職員等処遇改善加算					
	I		II		III	IV
	Iイ	Iロ	IIイ	IIロ		
就労定着支援	11.5%	11.9%			9.8%	8.1%
自立生活援助	11.5%	11.9%	11.3%	11.7%	9.8%	8.1%
共同生活援助 （介護サービス包括型）	16.3%	16.9%	16.0%	16.6%	14.4%	12.1%
共同生活援助 （日中サービス支援型）	16.3%	16.9%	16.0%	16.6%	14.4%	12.1%
共同生活援助 （外部サービス利用型）	22.7%	23.3%	22.4%	23.0%	20.8%	16.8%
児童発達支援	15.2%	15.8%	14.9%	15.5%	13.9%	11.7%
医療型児童発達支援	19.7%	20.3%	19.4%	20.0%	18.4%	15.0%
放課後等デイサービス	15.5%	16.1%	15.2%	15.8%	14.2%	11.9%
居宅訪問型児童発達支援	15.0%	15.6%			13.9%	11.7%
保育所等訪問支援	15.0%	15.6%			13.9%	11.7%
福祉型障害児入所施設	30.5%	32.0%	30.1%	31.6%	26.2%	23.5%
医療型障害児入所施設	28.5%	30.0%	28.1%	29.6%	24.2%	22.1%

サービス区分	福祉・介護職員等処遇改善加算（新設）
計画相談支援	5.1%
地域相談支援（地域移行支援）	5.1%
地域相談支援（地域定着支援）	5.1%
障害児相談支援	5.1%

※ 福祉・介護職員等処遇改善加算を除く加減算後の総報酬単位数に上記の加算率を乗じる。  
加算率は、サービス毎の常勤換算職員数に基づき設定。

# 1(1) 処遇改善加算の拡充③

## 算定要件等

	未取得	加算Ⅳ	加算Ⅲ	加算Ⅱ	加算Ⅰ
		・賃金体系等の整備及び研修の実施等（キャリアパス要件Ⅰ・Ⅱ） ・加算Ⅳ相当額の2分の1以上を月額賃金で配分			
職場環境の改善 （職場環境等要件）		○（※1）	○（※1）	◎（※2・3）	◎（※2・3）
昇給の仕組み （キャリアパス要件Ⅲ）			○	○	○
改善後賃金年額460万円 （キャリアパス要件Ⅳ）				○（※3）	○（※3）
経験・技能のある介護職員 （キャリアパス要件Ⅴ）					○

### 令和8年度特例要件

生産性向上や協働化の取組（※4）

キャリアパス要件Ⅰ～Ⅳ及び職場環境等要件は  
令和8年度中の対応の誓約で可

加算Ⅰ・Ⅱを取得した  
事業者の福祉・介護職員分の  
**加算率を上乘せ**

注) 新たに対象となる計画相談支援、地域相談支援、障害児相談支援は、加算Ⅳに準ずる要件（キャリアパス要件Ⅰ・Ⅱ及び職場環境等要件）又は令和8年度特例要件により算定可能 ※加算Ⅳに準ずる要件は令和8年度中の対応の誓約で可

（※1） a.区分ごとにそれぞれ1つ以上（生産性向上は2つ以上） + b.全体から8以上（\*）

（※2） c.区分ごとにそれぞれ2つ以上（生産性向上は3つ以上・◎必須） + d.全体から14以上（\*）

（※3） d又はe.キャリアパス要件Ⅳ（\*）のいずれかを満たしていれば可

（※4） 令和8年度特例要件：ア・イのいずれか及びウを満たすこと

ア) 職場環境等要件の生産性向上に関する取組を5つ以上（◎◎必須）（\*）

イ) 社会福祉連携推進法人に所属していること

ウ) 加算Ⅱ相当の加算額の2分の1以上を月給賃金で配分（\*）

（\*） b・d・e・ア・ウの要件は令和8年度中の対応の誓約で可とし、実績報告書により確認することとしたうえで、未対応が確認された場合には加算額の一部又は全部を返還させることとする。

## (参考) 職場環境等要件(令和8年度)

- ・ 福祉・介護職員等処遇改善加算 Ⅲ・Ⅳ : 以下の区分ごとにそれぞれ1つ以上(生産性向上は2つ以上) + 全体から8
- ・ 福祉・介護職員等処遇改善加算 Ⅰ・Ⅱ : 以下の区分ごとにそれぞれ2つ以上(生産性向上は3つ以上うち⑯は必須) + 全体から14

区分	具体的内容
入職促進に向けた取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>①法人や事業所の経営理念や支援方針・人材育成方針、その実現のための施策・仕組みなどの明確化</li> <li>②事業者の共同による採用・人事ローテーション・研修のための制度構築</li> <li>③他産業からの転職者、主婦層、中高年齢者等、経験者・有資格者にこだわらない幅広い採用の仕組みの構築(採用の実績でも可)</li> <li>④職業体験の受入れや地域行事への参加や主催等による職業魅力向上の取組の実施</li> </ul>
資質の向上やキャリアアップに向けた支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>⑤働きながら国家資格等の取得を目指す者に対する研修受講支援や、より専門性の高い支援技術を取得しようとする者に対する各国家資格の生涯研修制度、サービス管理責任者研修、喀痰吸引研修、強度行動障害支援者養成研修等の業務関連専門技術研修の受講支援等</li> <li>⑥研修の受講やキャリア段位制度等と人事考課との連動によるキャリアサポート制度等の導入</li> <li>⑦エルダー・メンター(仕事やメンタル面のサポート等をする担当者)制度等の導入</li> <li>⑧上位者・担当者等によるキャリア面談など、キャリアアップ・働き方等に関する定期的な相談の機会の確保</li> </ul>
両立支援・多様な働き方の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>⑨子育てや家族等の介護等と仕事の両立を目指すための休業制度等の充実、事業所内託児施設の整備</li> <li>⑩職員の事情等の状況に応じた勤務シフトや短時間正規職員制度の導入、職員の希望に即した非正規職員から正規職員への転換の制度等の整備</li> <li>⑪有給休暇を取得しやすい雰囲気・意識作りのため、具体的な取得目標(例えば、1週間以上の休暇を年に●回取得、付与日数のうち●%以上を取得)を定めた上で、取得状況を定期的に確認し、身近な上司等からの積極的な声かけ等に取り組んでいる</li> <li>⑫有給休暇の取得促進のため、情報共有や複数担当制等により、業務の属人化の解消、業務配分の偏りの解消に取り組んでいる</li> <li>⑬障害を有する者でも働きやすい職場環境の構築や勤務シフトの配慮</li> </ul>
腰痛を含む心身の健康管理	<ul style="list-style-type: none"> <li>⑭業務や福利厚生制度、メンタルヘルス等の職員相談窓口の設置等相談体制の充実</li> <li>⑮短時間勤務労働者等も受診可能な健康診断・ストレスチェックや、従業者のための休憩室の設置等健康管理対策の実施</li> <li>⑯福祉・介護職員の身体の負担軽減のための介護技術の修得支援やリフト等の活用、職員に対する腰痛対策の研修、管理者に対する雇用管理改善の研修等の実施</li> <li>⑰事故・トラブルへの対応マニュアル等の作成等の体制の整備</li> </ul>
生産性向上のための業務改善の取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>⑱現場の課題の見える化(課題の抽出、課題の構造化、業務時間調査の実施等)を実施している</li> <li>⑲5S活動(業務管理の手法の1つ。整理・整頓・清掃・清潔・躰の頭文字をとったもの)等の実践による職場環境の整備を行っている</li> <li>⑳業務手順書の作成や、記録・報告様式の工夫等による情報共有や作業負担の軽減を行っている</li> <li>㉑業務支援ソフト(記録、情報共有、請求業務転記が不要なもの)、情報端末(タブレット端末、スマートフォン端末等)の導入</li> <li>㉒介護ロボット(見守り支援、移乗支援、移動支援、排泄支援、入浴支援、介護業務支援等)又はインカム等の職員間の連絡調整の迅速化に資するICT機器(ビジネスチャットツール含む)の導入</li> <li>㉓業務内容の明確化と役割分担を行い、福祉・介護職員が支援に集中できる環境を整備。特に、食事等の準備や片付け、清掃、ベッドメイク、ゴミ捨て等の業務については、間接支援業務に従事する者の配置や外注等で担うなど、役割の見直しやシフトの組み換え等を行う</li> <li>㉔各種委員会の共同設置、各種指針・計画の共同策定、物品の共同購入等の事務処理部門の集約、共同で行うICTインフラの整備、人事管理システムや福利厚生システム等の共通化等、協働化を通じた職場環境の改善に向けた取組の実施</li> </ul>
やりがい・働きがいの醸成	<ul style="list-style-type: none"> <li>㉕ミーティング等による職場内コミュニケーションの円滑化による個々の福祉・介護職員の気づきを踏まえた勤務環境や支援内容の改善</li> <li>㉖地域社会への参加・包容(インクルージョン)の推進のための、モチベーション向上に資する、地域の児童・生徒や住民との交流の実施</li> <li>㉗利用者本位の支援方針など障害福祉や法人の理念等を定期的に学ぶ機会の提供</li> <li>㉘支援の好事例や、利用者やその家族からの謝意等の情報を共有する機会の提供</li> </ul>

# 説明項目

---

## 2 障害者総合支援法の改正

# 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律 (令和4年法律第104号) の概要

(令和4年12月10日成立、同月16日公布)

## 改正の趣旨

障害者等の地域生活や就労の支援の強化等により、障害者等の希望する生活を実現するため、①障害者等の地域生活の支援体制の充実、②障害者の多様な就労ニーズに対する支援及び障害者雇用の質の向上の推進、③精神障害者の希望やニーズに応じた支援体制の整備、④難病患者及び小児慢性特定疾病児童等に対する適切な医療の充実及び療養生活支援の強化、⑤障害福祉サービス等、指定難病及び小児慢性特定疾病についてのデータベースに関する規定の整備等の措置を講ずる。

## 改正の概要

### 1. 障害者等の地域生活の支援体制の充実【障害者総合支援法、精神保健福祉法】

- ① 共同生活援助（グループホーム）の支援内容として、一人暮らし等を希望する者に対する支援や退居後の相談等が含まれることを、法律上明確化する。
- ② 障害者が安心して地域生活を送れるよう、地域の相談支援の中核的役割を担う基幹相談支援センター及び緊急時の対応や施設等からの地域移行の推進を担う地域生活支援拠点等の整備を市町村の努力義務とする。
- ③ 都道府県及び市町村が実施する精神保健に関する相談支援について、精神障害者のほか精神保健に課題を抱える者も対象にできるようにするとともに、これらの者の心身の状態に応じた適切な支援の包括的な確保を旨とすることを明確化する。

### 2. 障害者の多様な就労ニーズに対する支援及び障害者雇用の質の向上の推進【障害者総合支援法、障害者雇用促進法】

- ① 就労アセスメント（就労系サービスの利用意向がある障害者との協同による、就労ニーズの把握や能力・適性の評価及び就労開始後の配慮事項等の整理）の手法を活用した「就労選択支援」を創設するとともに、ハローワークはこの支援を受けた者に対して、そのアセスメント結果を参考に職業指導等を実施する。
- ② 雇用義務の対象外である週所定労働時間10時間以上20時間未満の重度身体障害者、重度知的障害者及び精神障害者に対し、就労機会の拡大のため、実雇用率において算定できるようにする。
- ③ 障害者の雇用者数で評価する障害者雇用調整金等における支給方法を見直し、企業が実施する職場定着等の取組に対する助成措置を強化する。

### 3. 精神障害者の希望やニーズに応じた支援体制の整備【精神保健福祉法】

- ① 家族等が同意・不同意の意思表示を行わない場合にも、市町村長の同意により医療保護入院を行うことを可能とする等、適切に医療を提供できるようにするほか、医療保護入院の入院期間を定め、入院中の医療保護入院者について、一定期間ごとに入院の要件の確認を行う。
- ② 市町村長同意による医療保護入院者を中心に、本人の希望のもと、入院者の体験や気持ちを丁寧に聴くとともに、必要な情報提供を行う「入院者訪問支援事業」を創設する。また、医療保護入院者等に対して行う告知の内容に、入院措置を採る理由を追加する。
- ③ 虐待防止のための取組を推進するため、精神科病院において、従事者等への研修、普及啓発等を行うこととする。また、従事者による虐待を発見した場合に都道府県等に通報する仕組みを整備する。

### 4. 難病患者及び小児慢性特定疾病児童等に対する適切な医療の充実及び療養生活支援の強化【難病法、児童福祉法】

- ① 難病患者及び小児慢性特定疾病児童等に対する医療費助成について、助成開始の時期を申請日から重症化したと診断された日に前倒しする。
- ② 各種療養生活支援の円滑な利用及びデータ登録の促進を図るため、「登録者証」の発行を行うほか、難病相談支援センターと福祉・就労に関する支援を行う者の連携を推進するなど、難病患者の療養生活支援や小児慢性特定疾病児童等自立支援事業を強化する。

### 5. 障害福祉サービス等、指定難病及び小児慢性特定疾病についてのデータベース（DB）に関する規定の整備【障害者総合支援法、児童福祉法、難病法】

障害DB、難病DB及び小慢DBについて、障害福祉サービス等や難病患者等の療養生活の質の向上に資するため、第三者提供の仕組み等の規定を整備する。

### 6. その他【障害者総合支援法、児童福祉法】

- ① 市町村障害福祉計画に整合した障害福祉サービス事業者の指定を行うため、都道府県知事が行う事業者指定の際に市町村長が意見を申し出る仕組みを創設する。
- ② 地方分権提案への対応として居住地特例対象施設に介護保険施設を追加する。

このほか、障害者総合支援法の平成30年改正の際に手当する必要があった同法附則第18条第2項の規定等について所要の規定の整備を行う。

## 施行期日

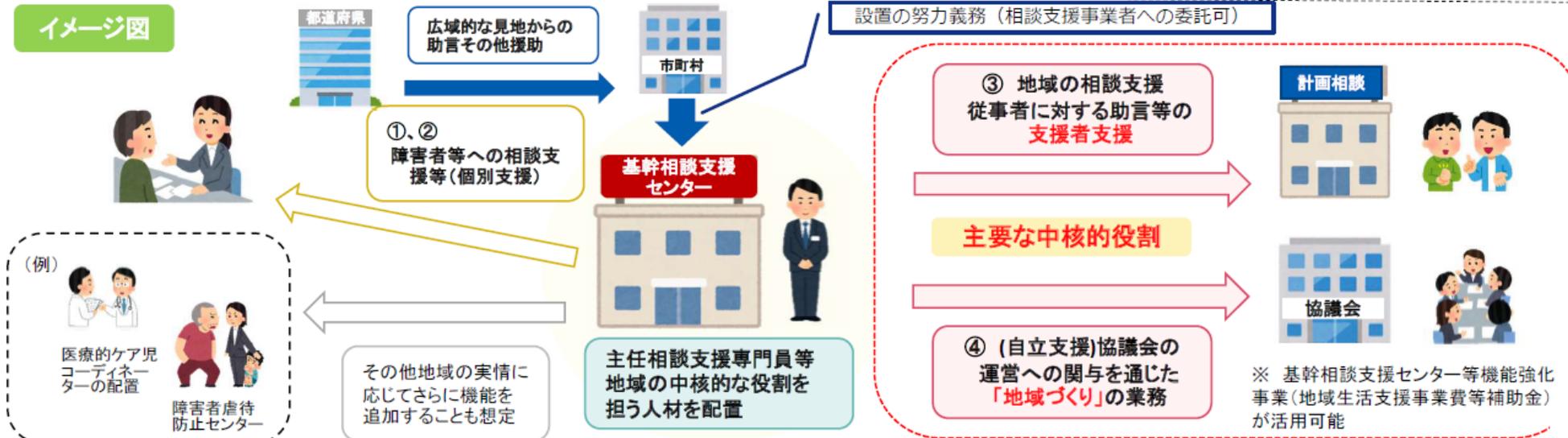
令和6年4月1日（ただし、2①及び5の一部は公布後3年以内の政令で定める日、3②の一部、5の一部及び6②は令和5年4月1日、4①及び②の一部は令和5年10月1日）



## 基幹相談支援センターとは(障害者総合支援法第77条の2第1項)

- 市町村は、基幹相談支援センターを設置するよう努めるものとする。(法第77条の2第2項) **新**  
 (一般相談支援事業、特定相談支援事業を行うものに対し、業務の実施を委託することができる(同条第3項))
  - **地域における相談支援の中核的な役割を担う機関**として、次に掲げる事業及び業務を総合的に行うことを目的とする**施設**。 ※施設は必ずしも建造物を意味するものではなく、業務を行うための場所のこと。
    - ① 障害者相談支援事業(77条1項3号)・成年後見制度利用支援事業(77条1項4号)
    - ② **他法**において市町村が行うとされる障害者等への相談支援の業務  
 (身体障害者福祉法9条5項2号及び3号、知的障害者福祉法9条5項2号及び3号、精神保健福祉法49条1項に規定する業務)
- } 個別支援(特にその対応に豊富な経験や高度な技術・知識を要するもの)
- 新** ③ **地域の相談支援従事者に対する助言等の支援者支援**  
 (地域における相談支援・障害児相談支援に従事する者に対し、一般相談支援事業・特定相談支援事業・障害児相談支援事業に関する運営について、相談に応じ、必要な助言、指導その他の援助を行う業務)
  - 新** ④ **(自立支援)協議会の運営への関与を通じた「地域づくり」の業務**  
 (89条の3第1項に規定する関係機関等の連携の緊密化を促進する業務)
- } ③④が主要な「中核的な役割」
- ※ **また、都道府県**は、市町村に対し、基幹相談支援センターの設置の促進及び適切な運営の確保のため、広域的な見地からの助言その他援助を行うよう努めるものとされている。(同条第7項) **新**

### イメージ図



- 地域の相談支援体制の構築には、「人材育成」を含めた地域の相談支援事業所・相談支援専門員への後方支援と各種関係機関による「地域のネットワーク構築」が不可欠であり、基幹相談支援センターの中核となる業務。
- そのため、基幹相談支援センターは、必然的に地域の相談支援事業者及び相談支援専門員、各種関係機関の相談窓口等の相談者に関する様々な情報から、地域の課題として可視化し、地域資源を活用しながら課題の解決につながる取組みを推進する役割を担う。

## 地域における相談支援の中核的な役割を担う機関として、次に掲げる事業及び業務を総合的に行う

- |                            |   |
|----------------------------|---|
| 1. 地域生活支援事業に関する業務          | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 障害者等、障害児の保護者等の相談に応じ、必要な情報の提供、助言その他の便宜供与</li> <li>・ 虐待防止及び早期発見のための関係機関との連絡調整、必要な援助</li> <li>・ 成年後見制度の利用が困難であるものに対する費用の支給</li> </ul> |
| 2. 3障害に対する情報提供、助言、指導に関する業務 | <p>身体障害者、知的障害者、精神障害者について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 障害者の福祉に関し、必要な情報の提供</li> <li>・ 障害者の相談に応じ、必要な調査を行い、本人に対して、直接・間接に助言、指導等を実施</li> </ul>                    |
| 3. 地域の相談支援事業者等の広報支援に関する業務  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地域における相談支援、障害児相談支援に従事する者に対する相談、必要な助言、指導などの実施</li> </ul>  |
| 4. (自立支援)協議会の活動の推進に関する業務   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 関係機関等（関係機関、関係団体、障害者等及びその家族、障害者等の福祉・医療・教育・雇用に関連する職務に従事する者など）の連携の緊密化を促進</li> </ul>   |

### 「次に掲げる事業及び業務を総合的に行う」とは

「3と4の業務を中核として、1と2を含む4つの業務を総合的に実施する」ということであって、地域の相談支援体制の強化に向けた総合的な事業・業務の実施、展開を意味するもの。

## 3 地域生活支援拠点等の整備推進

# 地域生活支援拠点等の整備について

障害者の重度化・高齢化や親亡き後を見据え、緊急時の対応や施設や病院等からの地域移行の推進を担う地域生活支援拠点等については、令和6年度から障害者総合支援法に位置付けられるとともに、その整備に関する市町村の努力義務が設けられた。

## 【地域生活支援拠点等が担うべき機能（改正後の障害者総合支援法第77条第3項）】

- ① 居宅で生活する障害者等の、障害の特性に起因して生じる緊急の事態における対処や緊急の事態に備えるための相談に応じること、支援体制の確保のための連携や調整。緊急時における宿泊場所の一時的な提供等の受入体制の確保
- ② 入所施設や病院、親元からの地域移行に向けた、一人暮らしやグループホーム等の体験利用の機会の提供や、その為の相談や情報提供、関係機関との連携・調整等
- ③ 障害者の地域生活を支える専門的人材の確保・育成等

- 市町村は、特に、既存のサービス・体制のみでは対応が難しく、市町村が中心となって有機的な連携体制の構築も含め対応が必要となる、地域における生活への移行及び継続を希望する障害者等に対して、上記の機能を整備する。
- 都道府県は、管内市町村における整備や機能の充実に向けた広域的な見地からの助言、その他の援助を行う。

## 本人・家族等の支援のネットワーク(イメージ)

市町村(整備・設置主体) \*複数の市町村で共同設置可

### 地域生活における安心の確保

障害者

日常生活支援  
・相談支援事業者  
・サービス事業者等

### ○ 地域生活支援拠点等

(地域生活の緊急時対応や地域移行を推進する機能を地域で整備)



拠点コーディネーター



緊急時に備えた相談・緊急時の対応

地域移行の推進(体験の機会・場の確保等)

### 地域生活への移行・継続の支援

#### 地域移行に関する支援

- ・医療機関からの地域移行
- ・入所施設からの地域移行
- ・親元からの自立等

○ 基幹相談支援センター(地域の相談支援の中核機関)

○ 協議会(個別事例を通じた地域課題の共有、地域の支援体制の整備に向けた協議の場)

都道府県(管内市町村における整備や機能の充実に向けた広域的な支援)

### 3 地域生活支援拠点等が担うべき機能

地域生活支援拠点等については、障害者等の重度化・高齢化や「親亡き後」に備えるとともに、入所施設や病院からの地域移行、親元からの一人暮らし等への移行を進めるため、重度障害にも対応することができる専門性を有し、障害の特性に起因して生じた緊急の事態や地域生活障害者等の介護を行う者の障害、疾病等のため、当該地域生活障害者等に対し、当該地域生活障害者等の介護を行う者による支援が見込めない事態等（以下単に「緊急事態」という。）や地域生活障害者等が希望する地域移行に向けた支援についての機能を担うものである。

具体的には、法第77条第3項各号に掲げる事業を適切に実施するため、以下の（1）から（4）までの機能について、地域の実情において、複数の拠点関係機関が分担して担うこととなる（共同生活援助事業所や障害者支援施設等に付加する「多機能拠点」を整備することも可能）。

#### （1）相談

平時から緊急事態における支援が見込めない世帯を事前に把握・登録した上で、常時の連絡体制を確保し、緊急事態等において、必要なサービスの調整や相談その他必要な支援を行う機能

#### （2）緊急時の受け入れ・対応

短期入所事業所等を活用した常時の緊急受入体制を確保した上で、緊急事態における受け入れや医療機関への連絡等の必要な対応を行う機能

#### （3）体験の機会・場

障害者支援施設や精神科病院等からの地域移行や親元からの自立に当たって、共同生活援助等の障害福祉サービスの利用や一人暮らしの体験の機会・場を提供する機能（地域生活障害者等について、平時から緊急事態に備えて短期入所事業所等を活用した体験の機会の提供及びその体制整備も含む。）

#### （4）専門的人材の確保・養成等

医療的ケアが必要な者や強度行動障害を有する者、高齢化に伴い重度化した障害者等に対して専門的な対応を行うことができる体制の確保や、専門的な対応ができる人材の養成その他地域の実情に応じて、創意工夫により付加する機能

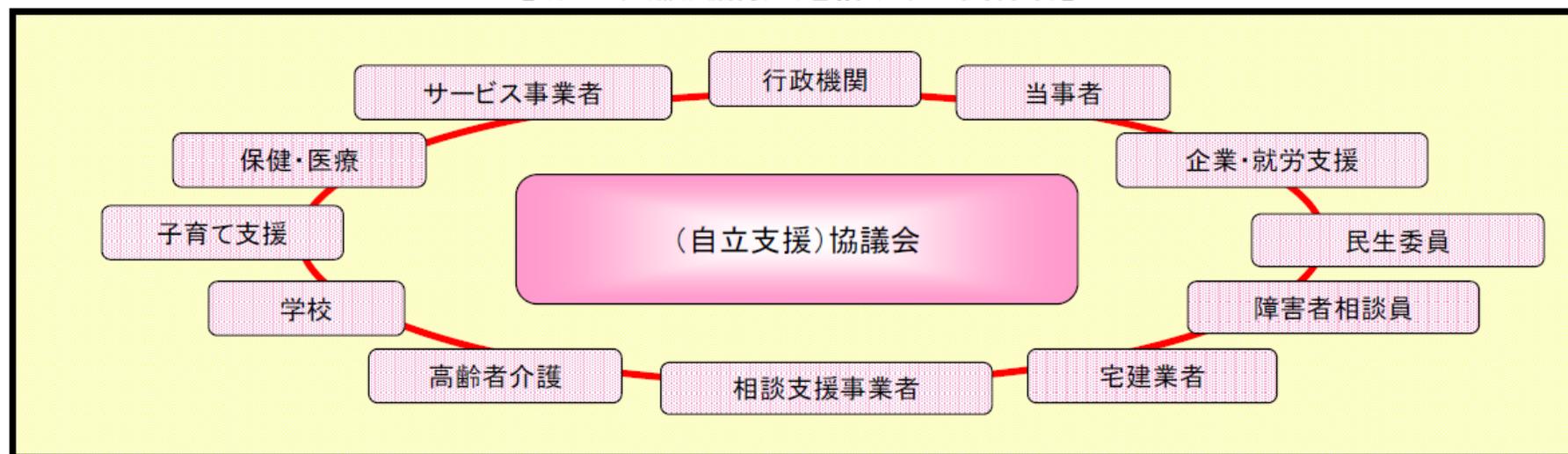
## 4 (自立支援)協議会の効果的な運営

## (自立支援) 協議会について

- 当初は障害者自立支援法（平成18年施行）施行規則第65条の10に規定（地域における障害福祉に関する関係者による連携及び支援の体制に関する協議を行う場）

- （自立支援）協議会は、地域の関係者が集まり、地域における課題を共有し、その課題を踏まえて、地域のサービス基盤の整備を進めていく重要な役割を担っているが、（自立支援）協議会の法律上の位置付けが不明確。
- 障害者自立支援法等の一部改正により、平成24年4月から、自立支援協議会について、設置の促進や運営の活性化を図るため、法定化。
  - ※ 改正により、都道府県及び市町村は、障害福祉計画を定め、又は変更しようとする場合、あらかじめ、自立支援協議会の意見を聴くよう努めなければならないとされている。
- 障害者総合支援法の施行（25年4月）により、自立支援協議会の名称について地域の実情に応じて定められるよう弾力化するとともに、当事者家族の参画を明確化

### 【(自立支援)協議会を構成する関係者】



# 令和4年障害者総合支援法改正を踏まえた（自立支援）協議会の機能と構成

## （自立支援）協議会の役割・機能（障害者総合支援法89条の3関係）

令和6年4月1日施行

**改** ① 協議会を通じた「地域づくり」(※) にとっては「個から地域へ」の取組が重要。(第2項改正)

地域の状況を反映した、現に住民が直面している課題を検討することによる協議会の活性化

「協議会は関係機関等が相互の連絡を図ることにより、地域における障害者等への適切な支援に関する情報及び支援体制に関する課題についての情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた体制の整備について協議を行うものとする。」

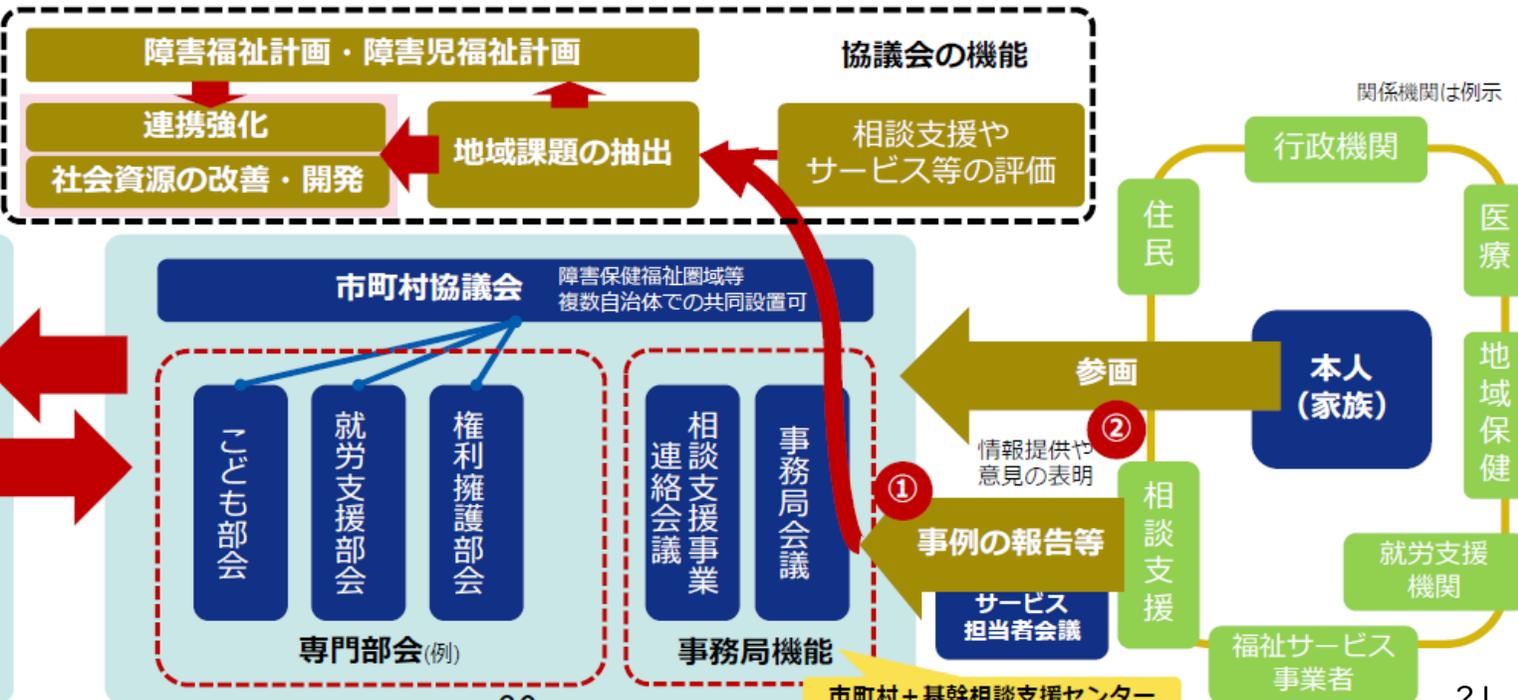
**新** ② 協議会は地域の関係機関等に情報提供や意見の表明等の協力を求めることができることとし、協力を求められた関係機関等がこの求めに応じることについて努力義務を課す。(第3項、第4項新設)

**新** ③ 個別の支援に係る検討に基づく地域の支援体制の検討を明確化したことに伴い、協議会関係者に対し、守秘義務を課す。(第5項新設)

\* 今回改正により、社会福祉法（重層的支援会議等）・生活困窮者自立支援法（支援会議）・介護保険法（地域ケア会議）と同旨の規定をもつものとなった。(第3項～第6項)

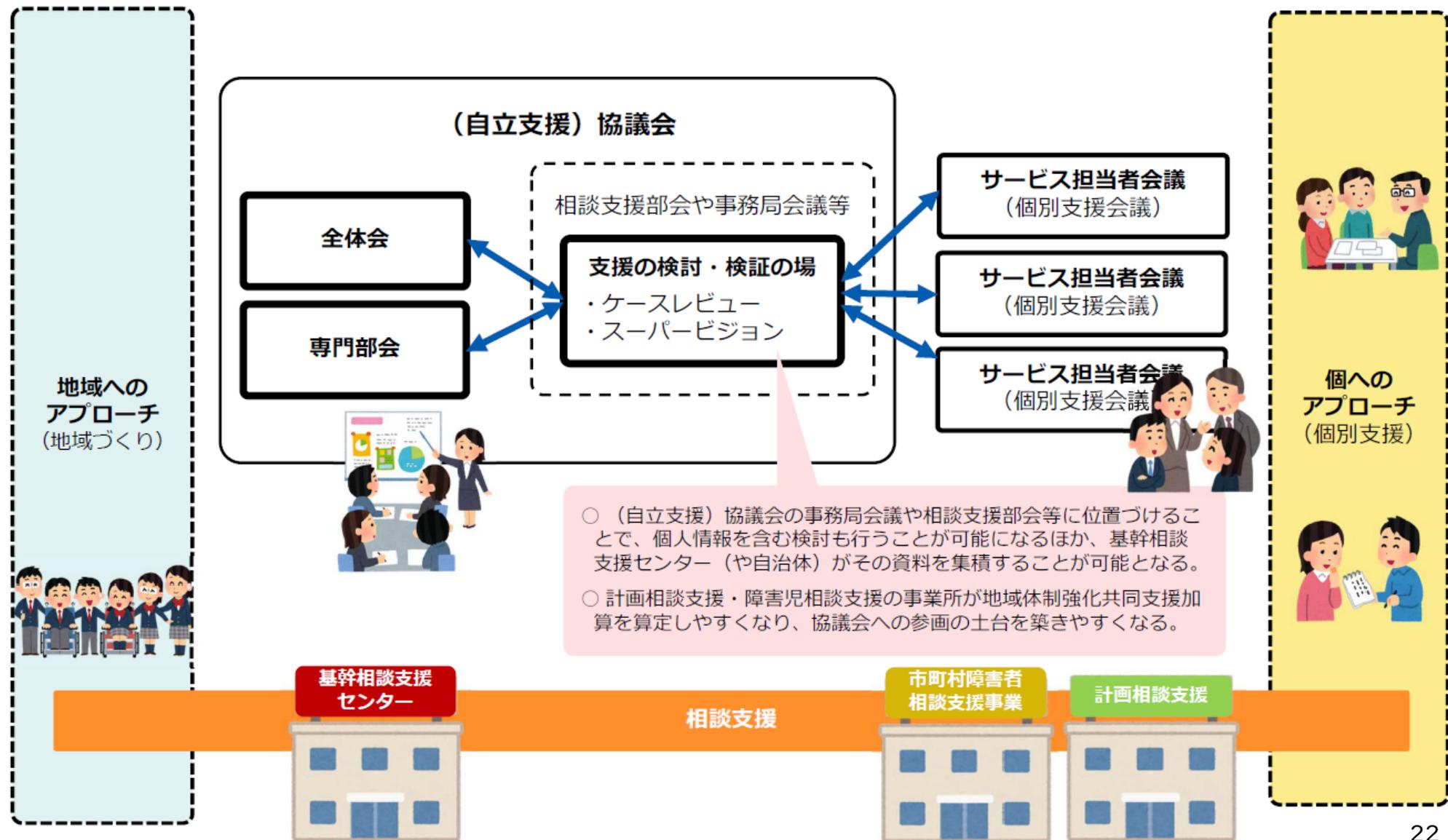
### (※) 協議会を通じた「地域づくり」の取組イメージ例

(自立支援)協議会は、地域の関係者が集まり、個別の相談支援の事例を通じて明らかになった本人・家族・地域の課題を共有し、その課題を踏まえて地域のサービス基盤の整備を着実に進めていく役割を担っている。



# 地域の相談支援体制の強化に向けた取組と地域づくり（イメージ）

本イメージは構造理解のための、あくまで便宜的な図であり、正確性を期したものではない。



# 市町村協議会の主な機能

「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第八十九条の三第一項に規定する協議会の設置運営について」（平成25年3月28日 障発0328-8）

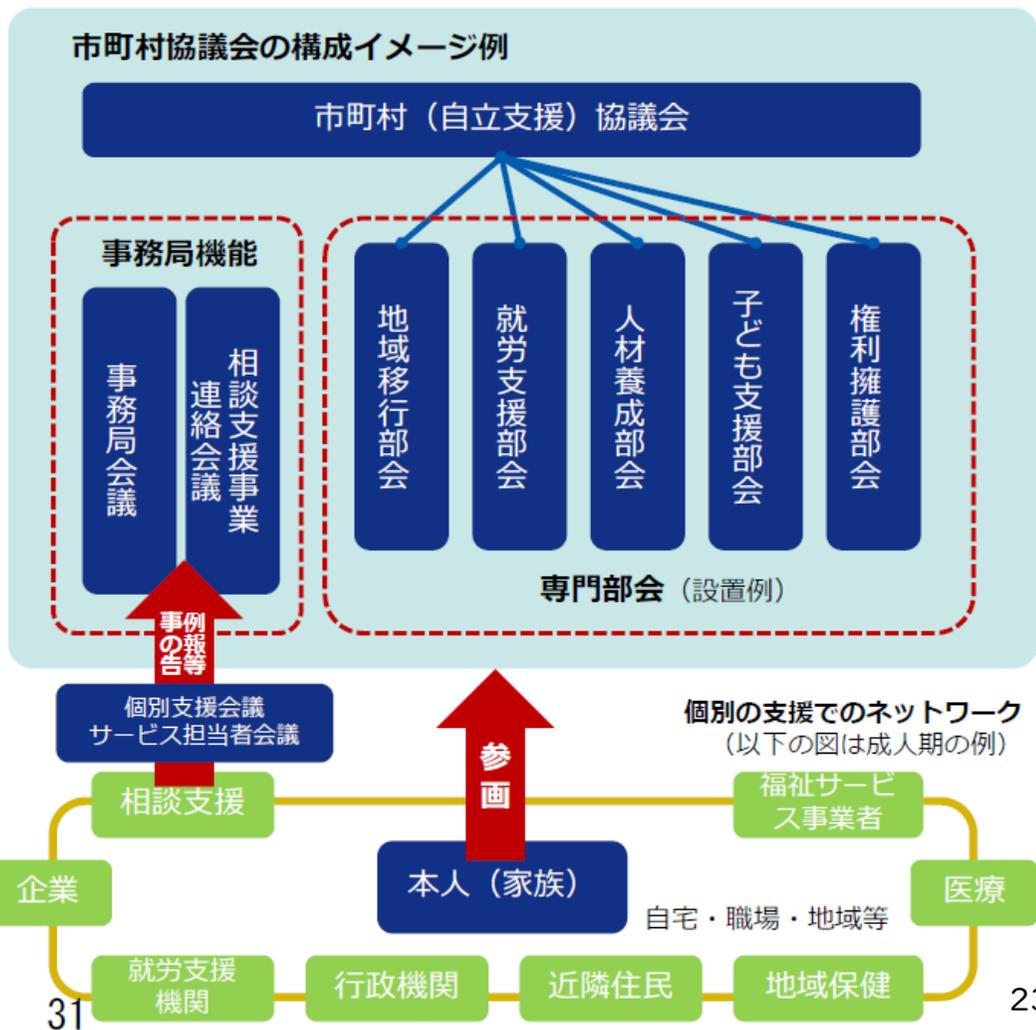
- 自立支援協議会は、地域の関係者が集まり、個別の相談支援の事例を通じて明らかになった本人・家族・地域の課題を共有し、その課題を踏まえて地域のサービス基盤の整備を着実に進めていく役割を担っている。

## 市町村協議会の主な機能

- ① 個別事例への支援のあり方に関する協議、調整
- ② 地域における障害者等への支援体制等に関する課題（以下、地域課題という）の抽出、把握や共有
- ③ 地域における相談支援体制や福祉サービス等の整備状況や課題等の抽出、把握や共有
- ④ 地域における関係機関の連携強化
- ⑤ 社会資源の開発・改善等の地域課題への対応に向けた協議や取組の実施
- ⑥ 市町村障害福祉計画及び障害児福祉計画の策定過程での助言等、計画の進捗状況の把握や必要に応じた助言等
- ⑦ 都道府県協議会との連携 等

（自立支援）協議会に、地域のさまざまな関係機関等が参加する中で、地域課題の解決に向けた協議を効果的に実施するためには地域の実態把握が不可欠。

多様な地域の社会資源に関する情報収集、情報分析を通じて分野横断的な地域支援・地域づくりの実践に繋げる必要から、基幹相談支援センターが自治体と共に（自立支援）協議会の事務局機能を担う意義は大きい。



- 都道府県に、相談支援に関するアドバイザーを配置し、地域のネットワーク構築に向けた指導・調整等の広域的支援を行うことにより、地域における相談支援体制の整備を推進することを目的とする。

見直し前	現行
<p>4 主な機能</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>地域における障害者等への支援体制に関する課題の共有</li> <li>地域における相談支援体制の整備状況や課題、ニーズ等の把握</li> <li>地域における関係機関の連携強化、社会資源の開発・改善等に向けた協議</li> <li>地域における相談支援従事者の質の向上を図るための取組</li> <li>個別事例への支援のあり方に関する協議、調整</li> <li>地域における課題等について都道府県協議会への必要に応じた報告</li> <li>市町村から障害者相談支援事業の委託を受ける事業者が作成する事業運営等の評価</li> <li>基幹相談支援センターの設置方法や専門的職員の配置に関する協議、事業実績の検証</li> <li>障害者虐待の未然の防止、早期発見・早期対応に向けた体制構築に関する協議</li> <li>市町村障害福祉計画の進捗状況の把握や必要に応じた助言</li> <li>専門部会等の設置、運営 等</li> </ul>	<p>4 主な機能</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>個別事例への支援のあり方に関する協議、調整</li> <li>地域における障害者等への支援体制等に関する課題（以下、地域課題という）の抽出、把握や共有</li> <li>地域における相談支援体制や福祉サービス等の整備状況や課題等の抽出、把握や共有</li> <li>地域における関係機関の連携強化</li> <li>社会資源の開発・改善等の地域課題への対応に向けた協議や取組の実施</li> <li>市町村障害福祉計画及び障害児福祉計画の策定過程での助言等、計画の進捗状況の把握や必要に応じた助言等</li> <li>都道府県協議会との連携 等</li> </ul>

## 5 留意点（新設）

- 協議会は、地域における障害者等の相談支援の個別事例等を通じて明らかになった地域課題を共有し、その課題を踏まえて地域における障害者等の支援体制の整備につなげていく取組を着実に進めていくことが重要であり、効果的に協議会を運営するため、以下の取組を行うこと。
  - 必要に応じ、専門部会等を設置し、協議を行うこと。
  - 個別事例の支援のあり方についての協議を通じた地域課題の抽出を促進させるため、地域の相談支援事業者等の参画を広く求める専門部会等（例：相談支援部会、協議会運営会議等）を設置し、定期的に開催すること。
  - 市町村の担当部署と基幹相談支援センターが共同で事務局を担当すること。
- 地域の相談支援体制を強化するため、以下の取組を実施すること。
  - 市町村が実施する障害者相談支援事業の検討・評価（障害者相談支援事業を市町村が指定相談支援事業者に委託する場合、事業運営の中立性・公平性を確保する観点で委託事業者の事業運営等について評価する取組を含めること）
  - 基幹相談支援センターの設置方法や専門的職員の配置に関する協議、事業実績の検証
  - 地域における相談支援従事者の質の向上を図るための取組
- 地域の支援体制強化のため、以下の取組を実施すること。
  - 地域における課題等について都道府県協議会への必要に応じた報告
  - 障害者虐待の未然の防止、早期発見・早期対応に向けた体制構築に関する協議

# 説明項目

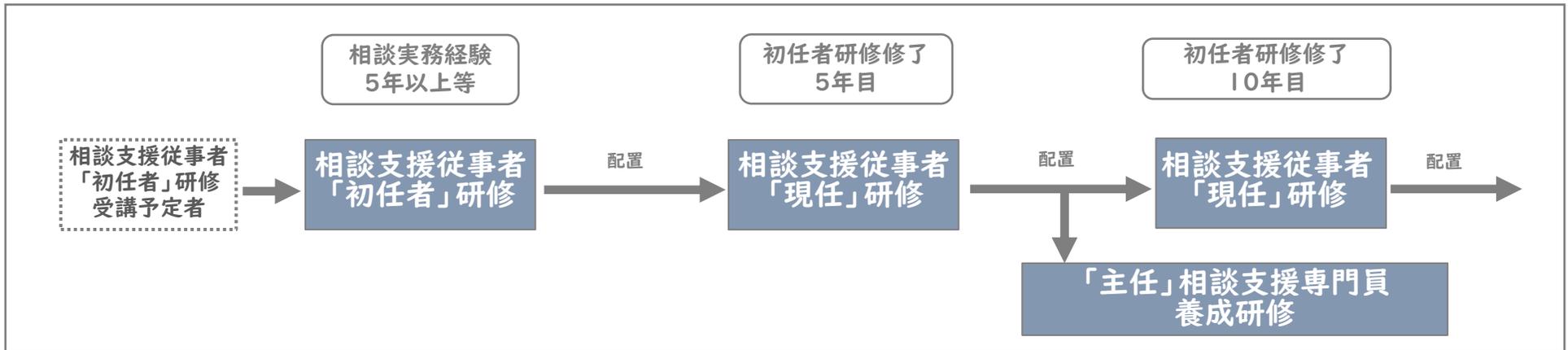
---

## 5 相談支援従事者養成研修 相談支援を“つなく”研修

# 相談支援従事者養成研修（法定研修）について

## ■ 研修体系

- **初任**：相談支援専門員としての配置を希望する方が受講
- **現任**：初任者研修修了後5年ごとに受講
- **主任**：地域の中核的な役割（人材育成・困難事例対応等）を担う相談支援専門員が受講



## ■ 研修内容

- 厚生労働省「相談支援従事者研修事業実施要綱」において、標準的な研修カリキュラムが示されており、**この内容以上のものを各都道府県において実施**することとされている。
- ※ 国が行う相談支援従事者指導者養成研修を修了した者を中心として実施

# 相談支援従事者養成研修（法定研修）について

## ■ 皆さまにお願いしたいこと

### □ 法定研修への参画（企画構成委員・ファシリ）

相談支援専門員のさらなる確保・質向上に向け、参画の重要性についてご理解いただき、積極的なご協力をお願いしたい。

#### <企画構成委員>

- ✓ 内容検討からテキスト作成、当日の講義・進行等まで、研修運営の全てを担う中心的存在
- ✓ 各研修ごと、年度ごとに委嘱（初任・現任・主任ごとに3～5名程度）
- ✓ 圏域コーディネーターが中心となって運営 → 主任相談支援専門員の参画へ

#### <演習講師（ファシリテーター）> ★受講定員確保にあたり極めて重要

- ✓ 各グループごとに配置し、演習の趣旨を捉えた円滑な進行を支援するために不可欠な存在
- ✓ 各研修ごと、年度ごとに委嘱（初任・現任ごとに延べ200名程度）
- ✓ 主任相談支援専門員の方を中心に、地域で活躍されている現任の方も含めお声がけ



参加費無料

# 相談支援を“つなぐ”研修

高齢障害者への継続した支援の展開を目指して

とき  
会場

2025年 10月24日 (金)

コウノトリ但馬空港1F 多目的ホール  
(兵庫県豊岡市岩井宇河谷1598-34ターミナルビル)

プログラム

13:30-16:30 (受付13:00～)

13:30 13:35 14:05 15:25 15:35 16:25 16:30

開会	行政説明	講演	休憩	グループワーク	総括	閉会
----	------	----	----	---------	----	----

講師

「兵庫県高齢障害者ケアマネジメント充実強化事業報告から11年」  
～改めて相談支援をつなぐことを考える～  
関西福祉大学 社会福祉学部 社会福祉学科  
教授 谷口 泰司 氏



対象

県内の相談支援専門員、相談支援従事者  
県内の介護支援専門員  
※本研修は「主任介護支援専門員更新研修」に必要な研修と位置付けます。  
希望者には受講証明書を交付します。  
※介護支援専門員協会 但馬支部の方には研修単位認定制度あり  
行政職員ほか

定員 60名【先着順】

申込は各事業所から1名とさせていただきます

申込はQRコードより受付しています



主催



一般社団法人 兵庫県相談支援ネットワーク

後援

兵庫県介護支援専門員協会 但馬支部

申込締め切り 令和7年10月22日(水) ※ 定員に達した時点で申込は終了させていただきます。

## 兵庫県高齢障害者ケアマネジメント 専門職連携ガイドブック

～ 私のしょうかい (障⇄介) シートを活用した連携 ～

令和8(2026)年3月

一般社団法人 兵庫県相談支援ネットワーク